

乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等  
 (平成二十三年三月二十二日経済産業省・国土交通省告示第一号)

1 判断の基準

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第21条第1号に規定する乗用自動車(以下「乗用自動車」という。)であって、揮発油を燃料とする乗車定員10人以下のもの(以下「ガソリン乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)第1条の表第1号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号)第1条第1号に掲げる方法により算定したもの(以下「10・15モード燃費値」という。)をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつては、同条第2号に掲げる方法により算定したもの(以下「JC08モード燃費値」という。)を別添の換算式により変換したものをいう。)をいう。以下(2)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(1)において「ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	21.2
2 車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.8
3 車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.9
4 車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	16.0
5 車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	13.0
6 車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	10.5
7 車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.9
8 車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	7.8
9 車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.4

備考 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

(2) 乗用自動車であつて、軽油を燃料とする乗車定員10人以下のもの(以下「ディーゼル乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が1,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	18.9
2 車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	16.2
3 車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のディーゼル乗用自動車	13.2
4 車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のディーゼル乗用自動車	11.9

車	
5 車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のディーゼル乗用自動車	10.8
6 車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のディーゼル乗用自動車	9.8
7 車両重量が2,266キログラム以上のディーゼル乗用自動車	8.7

- (3) 乗用自動車であって、液化石油ガスを燃料とする乗車定員10人以下のもの（以下「L P ガス乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するL P ガス乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（10・15モード燃費値に限る。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が703キログラム未満のL P ガス乗用自動車	15.9
2 車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のL P ガス乗用自動車	14.1
3 車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のL P ガス乗用自動車	13.5
4 車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のL P ガス乗用自動車	12.0
5 車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のL P ガス乗用自動車	9.8
6 車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のL P ガス乗用自動車	7.9
7 車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のL P ガス乗用自動車	6.7
8 車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のL P ガス乗用自動車	5.9
9 車両重量が2,266キログラム以上のL P ガス乗用自動車	4.8

- (4) ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（J C 08モード燃費値に限る。）をいう。以下(5)において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(2)において「ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が601キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	22.5
2 車両重量が601キログラム以上741キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.8
3 車両重量が741キログラム以上856キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	21.0
4 車両重量が856キログラム以上971キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.8
5 車両重量が971キログラム以上1,081キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	20.5
6 車両重量が1,081キログラム以上1,196キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	18.7
7 車両重量が1,196キログラム以上1,311キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.2

及びディーゼル乗用自動車	
8 車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	15.8
9 車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	14.4
10 車両重量が1,531キログラム以上1,651キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	13.2
11 車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	12.2
12 車両重量が1,761キログラム以上1,871キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	11.1
13 車両重量が1,871キログラム以上1,991キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	10.2
14 車両重量が1,991キログラム以上2,101キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	9.4
15 車両重量が2,101キログラム以上2,271キログラム未満のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	8.7
16 車両重量が2,271キログラム以上のガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車	7.4

- (5) 乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「小型バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する小型バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「小型バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 揮発油を燃料とする小型バス	8.5
2 軽油を燃料とする小型バス	9.7

- (6) 乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）に限る。以下「路線バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する路線バスのエネルギー消費効率（省令第1条の表第2号に規定する数値（以下「重量車モード燃費値」という。）をいう。以下(7)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(4)において「路線バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超8トン以下の路線バス	6.97
2 車両総重量が8トン超10トン以下の路線バス	6.30
3 車両総重量が10トン超12トン以下の路線バス	5.77

4 車両総重量が12トン超14トン以下の路線バス	5.14
5 車両総重量が14トン超の路線バス	4.23

(7) 乗用自動車であって、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。以下「一般バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する一般バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(4)において「一般バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超6トン以下の一般バス	9.04
2 車両総重量が6トン超8トン以下の一般バス	6.52
3 車両総重量が8トン超10トン以下の一般バス	6.37
4 車両総重量が10トン超12トン以下の一般バス	5.70
5 車両総重量が12トン超14トン以下の一般バス	5.21
6 車両総重量が14トン超16トン以下の一般バス	4.06
7 車両総重量が16トン超の一般バス	3.57

#### 1-2 判断の基準の特例

(1) ガソリン乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(1)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとにガソリン乗用自動車平均燃費値が同表の右欄に掲げるエネルギー消費効率許容値を下回らないものであり、かつ、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

区 分	エネルギー消費効率許容値
1 車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	20.2
2 車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.5
3 車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.1
4 車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	14.1
5 車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	12.6
6 車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	9.8
7 車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.0
8 車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	6.8
9 車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.1

(2) ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(4)の判断の基準において、ガソリン乗用自動車等平均燃費値が1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有す

る場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車等平均燃費値が1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

(3) 小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(5)の判断の基準において、小型バス平均燃費値が1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(3)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあつては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（小型バス平均燃費値が1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあつては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

(4) 路線バス又は一般バスの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(6)又は(7)の判断の基準において、路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(4)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

エネルギー消費効率（10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた乗用自動車（1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない乗用自動車をいう。）の普及を図るため、乗用自動車のエネルギー消費効率に関し、乗用自動車製造事業者等（乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。

イ 車名及び型式

ロ 原動機の型式及び総排気量

ハ 車両重量

ニ 変速装置の形式及び変速段数

ホ 燃料供給装置の形式

ヘ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

ト エネルギー消費効率

チ 乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称

リ 車両総重量（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）

- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク
- ル 変速装置の各段ギア比（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）
- ヲ 乗車定員

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下2桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあつては、その旨を付記すること。
- (2) 路線バス又は一般バスにあつては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1トに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。
- (3) 展示に供する乗用自動車には、2-1イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-1トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、路線バス又は一般バスの場合は小数点以下2桁）まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあつては、その旨を付記すること。
- (4) (1)及び(3)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃費値
1 ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車又は小型バス	J C 08モード燃費値（ただし、J C 08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつては、10・15モード燃費値）
2 路線バス又は一般バス	重量車モード燃費値

## 附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

別添

1の1-1の(1)に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10-15} = A \times (1+B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

- $Fe_{10-15}$  : 換算後の10・15モード燃費値 km / l  
 $Fe_{JC08}$  : J C 08モード燃費実測値 km / l  
 $IW_0$  : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添42に規定するJ C 08モード試験法における等価慣性重量 kg  
 $\Delta IW$  : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定する10・15モード試験法における等価慣性重量から $IW_0$ を引いた値 kg  
A及びB : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速方式の方式	定数A	定数B
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であつて、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）		手動式	1.078	0.241
		手動式以外のもの		0.352
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であつて、軽自動車以外のもの	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添42に規定する電気式ハイブリッド自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）以外のもの	手動式	1.078	0.234
		手動式以外のもの		0.288
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であつて、軽自動車以外のもの	電気式ハイブリッド自動車	手動式	1.149	0.234
		手動式以外のもの		0.288